

町田市立図書館と大和市立図書館との相互利用協定の締結について

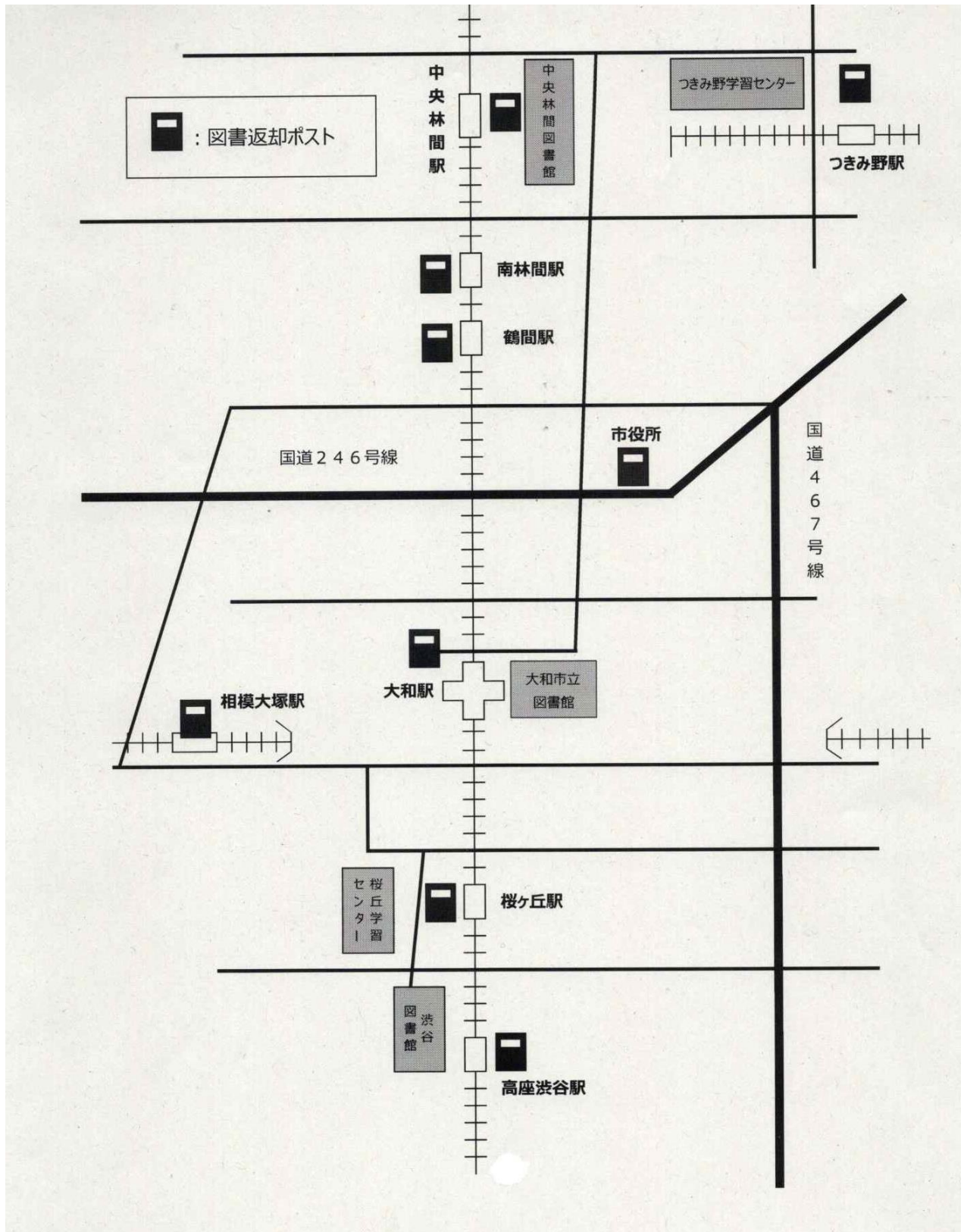
大和市と町田市は、それぞれの市民が行政区域を越えて相互に図書館資料を利用することができるように、相互利用協定を締結します。

町田市では、現在までに、相模原市、八王子市、府中市、調布市、日野市、多摩市、稲城市、川崎市と図書館の相互利用協定を締結しています。今回の大和市との相互利用の開始により、町田市民は9市の図書館を使うことができるようになり、利便性が更に向上いたします。

相互利用の内容は、以下の通りです。

- 1 相互利用開始年月日
2019年5月15日（水）
- 2 相互利用図書館
町田市立図書館及び大和市立図書館
- 3 相互利用の利用者
町田市及び大和市に住所を有する者
- 4 相互利用の範囲
書架等があり、その場で借りることができる資料の貸出（予約・リクエストは行わない）
- 5 大和市の図書館
 - ①大和市立図書館（大和南1-8-1 大和市文化創造拠点シリウス）
 - ②中央林間図書館（中央林間4-12-1 中央林間東急スクエア3階）
 - ③渋谷図書館（渋谷5-22 IKOZA3階）
 - ④つきみ野学習センター図書室（つきみ野5-3-5）
 - ⑤桜丘学習センター図書室（福田1-30-1）

6 大和市の図書館の位置



(「大和市立図書館 利用者の手引き」から)